

浜 松 市 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開催日時 令和元年11月25日(月)
14時00分～14時10分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室
- 3 出席状況 出席者
教 育 長 花 井 和 徳
教育長職務代理者 鈴 木 茂 之
委 員 渥 美 利 之
委 員 安 田 育 代
委 員 黒 柳 敏 江
委 員 田 中 佐 和 子
- (職員)
- 学校教育部長 伊 熊 規 行
学校教育部次長(教育総務課長) 吉 積 慶 太
学校教育部次長(教職員課長) 山 下 浩
学校教育部参事(教育審議監) 梅 林 秀 弘
学校教育部参事(健康安全課長) 花 嶋 徳 光
教育総務課就学支援担当課長 野 田 志 保
教育総務課学校・地域連携担当課長 齋 藤 美 苗
教育センター所長 犬 塚 智 春
指導課長 野 秋 愛 美
指導課教育総合支援担当課長 石 川 博 則
文化財課長 太 田 好 治
美術館長 飯 室 仁 志
- (事務局職員)
- 教育総務課長補佐 影 山 和 則
教育総務課総務グループ長 田 代 智 成
教育総務課副主幹 笹 ヶ 瀬 優
- 4 傍聴者 3名
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 笹ヶ瀬 優

7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録
録音の有無 無

8 会議記録

(教育長) 令和元年11月25日の浜松市教育委員会を開催する。
傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 3名の方の傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するというので、よろしいか。

(異議なし)

(教育長) 前回来議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は鈴木委員と安田委員のお二人にお願いする。

会期は本日限りである。

それでは、第55号議案「浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について」教職員課から説明をお願いする。

(教職員課長) 第55号議案「浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について」説明する。議案は1ページから5ページ、議案の説明資料は7ページになる。

提案理由は、地方公務員法及び浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当の成績率及び失職に関する規定について改正するものである。

改定内容について、1点目は、勤勉手当の改定として、再任用職員以外の職員について、勤勉手当の支給割合を引き上げるもので、(1)令和元年12月に支給する勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げ0.975月分、(2)令和2年度以降の6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分引き上げ、0.95月分とするものである。2点目は、地方公務員法改正による所要の整備として、地方公務員法の改正により、地方公務員が成年被後見人及び被保佐人に該当した場合にも失職することがなくなるため、この失職に関する規定を削除するものである。3点目は、その他として、規則の改正に伴う所要の整備を行うものである。

施行期日等は、改正内容の1点目及び3点目については、令和元年12月1日とし、ただし、令和2年度以降の勤勉手当の改定は、令和2年4月1日から施行する。改正内容の2点目については、令和元年12月14日から施行する。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見無し)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認することとする。

ここで、報告事項に移る。

(報 告)

ア 市内の新たな国指定文化財について

(文化財課)

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。

教育長 花井 和 徳

9 会議録署名人

鈴木委員 鈴木 茂之

安田委員 安田 育代